

資料 4

令和 6 年 2 月 選 出

御殿場市議会役職及び各種委員等調

御 殿 場 市 議 会

市議会関係役職・各種委員等調

整理番号	役職又は委員会等の名称	根拠法令又は選任方法等	選任数 () 定数	法令等による任期	申合せ任期	備考
A- 1	議長	自治法第103条第1項	1人	4年	1年	
A- 2	副議長	同 上	1人	4年	1年	
A- 3	常任委員会委員	自治法第109条第1項及び委員会条例第8条（議長の指名による）	総務 7人 福文 7人 経環 7人 広報 9人 予決 21人	2年 ※広報は1年 ※予決は4年	—	三常任委員会（総務、福文、経環）は、原則2年で交代とし、割振りは各会派で調整する。広報は、御殿場市議会日より編集方針による。
A- 4	常任委員会委員長	委員会条例第9条（委員会にて互選）	1人	2年 ※広報は1年 ※予決は4年	1年	予算決算委員長は、副議長を充てる。
A- 4	常任委員会副委員長	同 上	1人	2年 ※広報は1年 ※予決は4年	1年	予算決算副委員長は、議会運営委員会副委員長を充てる。
A- 5	議会運営委員会委員	自治法第109条第1項及び委員会条例第8条（議長の指名による）	8人	1年	—	会派及び議会運営委員会の運営に関する内規により会派から選出
A- 6	議会運営委員会委員長	委員会条例第9条（委員会にて互選）	1人	1年	—	
A- 6	議会運営委員会副委員長	同 上	1人	1年	—	

整理番号	役職又は委員会等の名称	根拠法令又は選任方法等	選任数 () 定数	法令等による任期	申合せ 任期	備 考
B-7	御殿場市監査委員	自治法第196条 (議会の同意を得て市長が選任)	1人 (2人)	議員の 任期	2年	
C-8	御殿場市・小山町広域行政組合議会 議員	御殿場市・小山町広域行政組合格約 第5条及び第6条(御殿場市7人・ 小山町5人:議員のうちから選挙)	7人 (12人)	議員の 任期	2年	総務委員会から 3人 福祉文教委員会から 2人 経済環境委員会から 2人
D-9	御殿場市小山町土地開発公社理事及 び監事	御殿場市小山町土地開発公社定款第 7条(理事及び監事は市長が任命)	理事 3人 (16人) 監事 1人 (2人)	2年	—	総務委員会から 1人 福祉文教委員会から 1人 経済環境委員会から 2人
D-10	公務災害補償等認定委員会委員	御殿場市議会の議員その他非常勤の 職員の公務災害補償等に関する条例 第4条(市長が委嘱)	1人 (5人)	3年	—	副議長
E-11	御殿場市交通安全対策委員会委員	御殿場市交通安全対策委員会規約第 4条(市長「会長」が委嘱)	2人 (50人以内)	1年	—	議長 経済環境委員会から 1人
E-12	駿東地区交通災害共済組合議会議員	駿東地区交通災害共済組合格約第5 条(議員の中から選挙)	1人 (8人)	4年	—	議長
E-13	チェンバーズバーグ市姉妹都市提携 記念事業実行委員会委員	チェンバーズバーグ市姉妹都市提携 記念事業実行委員会設置要領(案) 第4条	1人 (21人)	1年	—	(新規) 経済環境委員長
F-14	御殿場市防災会議委員	御殿場市防災会議条例第3条	2人 (40人)	2年	—	議長 総務委員長
F-15	御殿場市国民保護協議会委員	御殿場市国民保護協議会条例第3条 (市長が任命)	2人 (35人)	2年	—	議長 総務委員長

整理番号	役職又は委員会等の名称	根拠法令又は選任方法等	選任数 () 定数	法令等による任期	申合せ 任期	備 考
G-16	国立駿河療養所将来構想検討委員会委員	国立駿河療養所将来構想検討委員会設置要綱第3条（市長が委嘱）	1人 (20人以内)	2年	—	福祉文教委員長
G-17	御殿場市地域医療体制審議会委員	御殿場市地域医療体制審議会設置条例第3条第2項第4号（市長が委嘱）	3人 (20人以内)	2年	—	総務委員会から 1人 福祉文教委員会から 1人 経済環境委員会から 1人
G-18	御殿場市民生委員推薦会委員	民生委員法第8条第2項（市長が委嘱）	2人 (14人以内)	3年	—	福祉文教正副委員長
G-19	御殿場市救急医療センター運営委員会委員	御殿場市救急医療センター条例第6条及び御殿場市救急医療センター運営委員会規則第3条第2項第1号（市長が委嘱）	3人 (15人以内)	2年	—	総務委員会から 1人 福祉文教委員会から 1人 経済環境委員会から 1人
H-20	御殿場市農業再生協議会委員	御殿場市農業再生協議会規約	1人 (37人)	1年	—	経済環境委員長
H-21	御殿場市農業経営改善計画認定審査会委員	御殿場市農業経営改善計画認定審査会設置運営要領	1人 (9人)	2年	—	経済環境委員長
H-22	職業訓練法人駿東地域職業能力開発協会理事	職業訓練法人駿東地域職業能力開発協会定款	1人 (25人以内)	2年	—	経済環境委員会から 1人
H-23	御殿場市雇用対策協議会委員	御殿場市雇用対策協議会規約	1人 (13人)	1年	—	経済環境委員会から 1人
H-24	『スポーツタウン御殿場』推進協議会委員	『スポーツタウン御殿場』推進協議会規約第4条第1項	4人	2年	—	議長、三常任委員長

整理番号	役職又は委員会等の名称	根拠法令又は選任方法等	選任数 () 定数	法令等による任期	申合せ 任期	備 考
I-25	御殿場市都市計画審議会委員	御殿場市都市計画審議会条例第3条第2項第2号（市長が委嘱）	4人 (15人以内)	2年	—	総務委員会から 1人 福祉文教委員会から1人 経済環境委員会から2人
I-26	御殿場市新東名高速道路建設促進協議会委員	御殿場市新東名自動車道建設促進協議会設置要綱第3条	6人 (42人)	2年	—	正副議長、三常任委員長、議会運営委員長
I-27	御殿場市空家等対策協議会委員	御殿場市空家等対策協議会設置条例第3条第2項第3号（市長が委嘱）	1人 (15人以内)	2年	—	経済環境委員会から1人
J-28	御殿場市青少年問題協議会委員	御殿場市青少年問題協議会条例第3条第2項第1号（市長が委嘱）	1人 (30人以内)	2年	—	福祉文教委員会から1人